

海洋生物調査等事業の遅延問題 市長に対し、職員の名誉回復を求める決議を可決

「逗子湾海洋生物調査・啓発事業」（予算三百万円）の遅延問題で、H社とE社の二社による見直し合わせを直前にして、直接長島市長へ「一部職員に便宜供与があつた」とする通報が入り問題となつていきました。ところが事実確認の調査も行われずに関係職員が事実上の更迭をされました。また、逆に通報者である人物と職員が面談しており、通報者から圧力を受けた事実が明らかになり、議会は直ちに議員請求による臨時会を八月二十六日に招集し、調査特別委員会の設置（正副議長を除く二十名で構成）を全会一致で決めました。この間、地方自治法の百条調査権による市長を含め八名の証人喚問、関係職員に対する調査など延べ十三日間のにほりました。九月議会で委員会の「中間報告」も行ない、残る不透明な部分と証人一名の再喚問を残し、調査は継続しています。今回は、これまでに解明された事実と今後の取り組みについて報告します。

曾我氏と三富氏（E社）による オオタカ根調査の提案

通報者の曾我氏は、昨年五月にE社職員の三富氏と同伴し、三浦半島珊瑚調査会として「オオタカ根の珊瑚群生地生物環境調査の提案書（概算五百五十万円）」を市長へ手渡し、專業化を要請しています。この提案は三富氏は一柳氏からの要請で行つたと証言しています。ところが曾我氏は「逗子市からの要請」と主張し、市から要請した事実はなく、このままでは偽称の恐れが生じています。

その後、市長によって予算化の動きが始まり、環境部は当初概算約一千万円を示しましたが、査定では市長の指示で三百万円程度に抑えることとなりました。

市長が曾我氏を担当職員に紹介 三富氏（E社）に見直し依頼

昨年十一月には、市長が曾我氏を担当職員に紹介し、曾我氏・一柳氏・三富氏（E社）の三氏が来庁し、担

当職員と面談。「三浦半島サンゴ研究会」の提案書が示されましたが、市側は「研究会は任意団体で、委託できない」とこの提案を却けています。また、三氏から「地元ダイバーを使えば安くできる」と言われ、その場で地元ダイバーを前提に市側は三富氏のE社に見直し書の提出を求めました。

その後、E社から見直し書を二度提出させ、それに添付された提案書（事業概要）にはE社と三浦半島珊瑚調査会との共同調査体制と調査結果の帰属がうたわれていました。

但し、一方の三富氏（E社）は、市側から地元として「調査会」を加えるように依頼されたことと主張していますが、当日に「任意団体なので逗子市の仕事はできない」と断っている事実を曾我氏も認めていることから、この主張には無理があつて関係者の間でも相違が生まれています。

その後、市当局は海洋生物調査に詳しくないことから、E社の見直しに基づき事業の予算化と議会提案を

行つています。

この事実経過から市職員は曾我氏・一柳氏・三富氏（E社）を共同事業者と認識し、議会も調査を通じてその認識にたつています。ところが、通報者の兩名と三富氏は共同事業者という認識を否定し続けています。

三浦半島珊瑚調査会とは 研究会と同一の組織である

提案書に登場する「三浦半島珊瑚調査会」と「三浦半島サンゴ研究会」は、三富氏から「これは一緒のもので」と証言があり、さらに曾我氏管理のホームページには「研究会」は三富（隊長）、一柳（記録）、曾我（調査）となつていことからも明白でありながら、曾我氏は「全く別組織である」と主張。この主張を続けた場合は偽称の恐れが生じます。

一社随意契約に疑問の意見 議会は競争性を求める

議会説明は、事業の主な

目的は保全と環境教育として、地元ダイバーを使うことが示され、見積書を提案したE社との随意契約が考えられていました。

議会審議で、競争性を高める必要性が指摘された結果、入札が検討されました。

入札が随意契約か、揺れる判断 最終判断は見直し合わせ

環境部は四月の人事移動で新体制となり、五月に水産学専攻の新人職員も加わり、専門的観点で仕様書の練直し作業が進められましたが、新人職員の予算規模の認識もなかつた結果、再度見直し作業が繰り返されました。また、五月に一度は指名競争入札が検討されながら取り止めとなつて、六月、平井氏（H社）が

市長に対し、職員3名の名誉回復を求める決議

逗子湾海洋生物調査・啓発事業の遅延問題では、本市議会に調査特別委員会を設置し、地方自治法百条調査権に基づき市長を含む8名の証人喚問と中間報告の便宜供与は存在せず、当初、市長が問題と内容が明らかにならないままに結論を先延ばし、その結果、嫌疑をかけた職員の人権侵害ともいえる状況が続いていることは黙過できない。現在も調査特別委員会は継続中であるが、残された主な調査への働きかけの事実確認、市長の指示による証人の面談の引き延ばしなどについて証人喚問が必要である。本市議会は引き続き残された不透明な事実解明を図るものとする。ここに本市議会は、新聞報道された職員の身分と人権を回復するために強く求めるものである。

平成14年11月13日

逗子市議会

曾我氏から市長へ通報 困惑し、職員に面談を指示

八月二日、曾我氏及び一柳氏から事業が遅れていることで市長に直接電話が入り、市長は環境部職員から報告を受け、市長自ら曾我氏へ電話で説明しましたが、それでも納得せず「新聞社に通報する」と脅しと

別件で環境部に来庁したおりに、四月開業したことを知り、H社が参加が可能と判断。改めて七月十一日に市当局は仕様書の素案で事業概要の説明にH社に赴いています。

環境部は、七月三十一日にはE社とH社の二社に対して「仕様書」の説明が行われ、八月五日を見直し合わせとする旨を伝え、準備を進めていました。

市議会議員
はじめ 明子



市議会議員
岩室 年治



発行 日本共産党三浦半島地区委員会 第407号
2002年11月21日
逗子事務所 市政・生活相談所 TEL71-1321 FAX73-4798
逗子市沼間2-15-4

も取れる内容から困惑し、休日(三日)に環境部職員を呼び出し、市長から一柳氏の同席を依頼し、曾我氏の会社へ説明に出向かせました。

市長の意図が何であつても、担当職員がE社との共同事業者とみなしていた者を契約業務前に合わせたことは不適切な対応です。

事業遅延の説明に関係なく見積合わせの延期への圧力

三日は、曾我氏と一柳氏に対し、職員から事業遅延の説明が行われました。ところが、この調査は自分達が「市長に予算を付けてもらうように頼んだものだ」と主張。とくに「E社には実績がない」と強調した上で、「市長に(見積合わせ)仕切り直し」を進言することを求めています。また、その際に曾我氏から「おりてもよい」という発言を聞いて、職員は両氏がE社の共同事業者であることを再認識したと答弁しています。

面談の最後に驚くことに一柳氏から「E社が落札した場合は、スキヤンダルだ」「マスコミの餌食になる」「見積合わせを強行すれば「逗子市の議員に委員会等で質問をしてもらう」「報道にも情報を伝える」と述べ、職員は発言の印象を「かなり圧力を受けたと感じた」と調査で明らかにしています。一方で脅しとも言える発言をした一柳氏は忠告したものと主張しています。

当日、市長と職員は結果として「見積合わせの延期

」という判断をしました。

議員倫理条例を前置きしながら契約業務への圧力ではないか?

一柳氏の問題は横須賀市議会議員の肩書きを示し、さらに逗子の議員の名前を数名あげて質問させると言っています。さらに面談は結果として契約業務の延期を求めています。その際に議員倫理条例の話前置きしたということですが、ところが横須賀市の議員倫理条例第三条(倫理基準の遵守)で「市職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使用するよう働きかけないこと」と規定していることから考えると、関与を否定しているわけで自らが違反しています。

最近、議員のあつせん利得法違反の判例で「議員の質問権という具体的権限を明示して影響力を行使した点で悪質」と判決が下されていることを考え場合、議員として賢明な姿勢ではありません。

実績のない一柳氏の会社が横須賀では環境調査を受注済み

一柳氏自身が自ら設立した会社が、平成九年に横須賀市の「海辺生物環境調査」を当時は実績も無く、スタッフは社員でなくとも受注していることを指摘されましたが、一柳氏は逆に今回同様「市へ働き掛け、担当部長とも打ち合せ、調査をコーディネートしたのが自分である」と強調。結論は「横須賀市が判断して契約を結んだ」とあくまで市

の判断で決められたものと述べ、一柳氏の発言の矛盾が明らかになりました。オオタカ根問題では予算化の経緯で類似していることが浮き彫りになりました。

職員から説明も聞かずに更迭人事審査委員会が先にありき

八月五日、環境部は見積合わせの延期を決定し、市長には改めて報告するために面談しますが、市長から突然、一方的に「すぐに人事異動です」「辞めてもいいんですよ」「審査委員会にかけますよ」と言われ、職員は取りつくしがなく、さらに「金をもらってますか」「御馳走になりましたか」と言われ、事業に関与しないように指示が出され、弁明の機会も与えられず、同席した理事はそのありさまに「気が動転してしまつた」と答弁しています。市長は、怒つた口調で言つた事実は認め、ただ職員は反論できず、答えられなかつたと思つたと証言しています。

六日、市長は結局、職員から弁明も聞かず、通報を鵜呑みにして、職員が「便宜供与を図つた」として人事審査委員会開催を指示、今日に至っています。

便宜供与はないと認めながら改め「事務的落度」持ち出す

市長は、調査が進む中で当初問題とした「職員の便宜供与」について無かつたと認めました。ところが、今度は便宜供与と疑われる事務的落度が

あつたか、どうかの調査が必要として、審査委員会の職員の嫌疑を取り下げようとしていません。

仕様書の書き換え問題 職員の説明不足で、市長の誤解

市長は、事務的落度について、百八十度違う仕様書の書き替え、何度も書き替えたことが問題としましたが、一方の事業者有利なような事実はなく、疑念の根拠にしていた新人職員の発言も、「不適切な発言だつた」と訂正したことからは根拠を失い、その指摘には市長自身も「詳しく分からない」と答弁を始めています。

次に市長は環境部による二社に対する調査を問題にしていますが、四月にE社に聞き取り、七月にH社に行なっています。市顧問弁護士は実績のない場合には合理的理由があれば、契約は可能と判断していることから、議会は事務的落度と言えるものはないと判断しました。但し、市長はH社に対する調査が不足しているとしています。

オオタカ根の占有権争い 曾我氏と小坪漁業組合

T社を経営する曾我氏はオオタカ根のタイピングのポイントへの案内・船の送迎などの業務を専門にして、これまでは独占的に営業してきました。

ところが今年五月頃から曾我氏は小坪漁業協同組合との間で占有権をめぐる争い、さらにH社などがオオタカ根を潜水利用させるこ

とを営業妨害であるとして禁止を求め、さらに訴訟が検討されています。

別件であつても議会調査でもその事実の一部が証言からも明らかにされました。

証言の相違、通報者の再喚問 引き続き事実の解明を

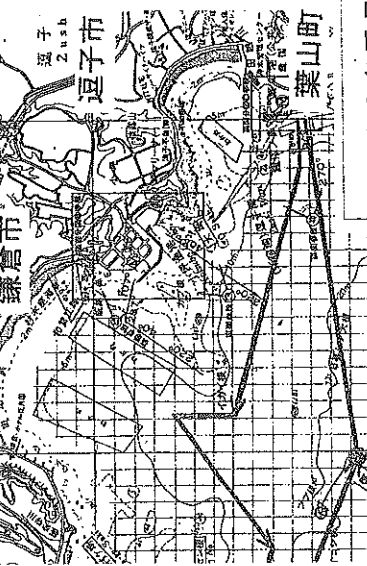
更迭された職員は、実名報道された結果、既に社会的制裁を受け、人権問題となつています。本来は調査結果の上で、処分が行なわれるべきところを既に降任人事と思われる異動がされ、公平委員会でも不利益処分の審議が行われています。しかし、当初問題とした

事実は無いにもかかわらず人事審査委員会は結論を出さず、四カ月が過ぎようとしています。市長の任期と選挙を考えても直ちに取下げるべきではないでしょうか。市議会は職員の名誉回復を求める決議を可決しました。

また、証言の相違と不透明な予算化の経過、通報者であり、重要な証人でもある曾我氏の再喚問も残されていることから引き続き議会による事実解明が求められています。

最後に、市長は行政の責任者として、議会の徹底究明とは別に説明責任を果たすことが必要です。

※オオタカ根＝逗子・鎌倉・葉山の沖合約4キロにあり、岩礁で、珊瑚が生じている場所。
※逗子湾海洋生物調査・啓発事業は、環境教育を主たる目的に、オオタカ根調査を行う事業。



100条委員会に証人喚問された人物

市長	逗子市長 一由氏	議員	一柳氏	議員	龍一氏	議員	謙一氏	議員	義男氏	議員	豊章氏
T社	代表取締役 曾我長島	T社	代表取締役 一柳	三浦半島サンプラザ	代表取締役 三富	横須賀市議会	議員 渡辺	三浦半島サンプラザ	代表取締役 井平	E&Eソリューションズ	代表取締役 村市
三浦半島ダイビング協会	理事長 曾我	三浦半島サンプラザ	代表取締役 一柳	三浦半島サンプラザ	代表取締役 龍一	三浦半島サンプラザ	代表取締役 謙一	E&Eソリューションズ	代表取締役 義男	三浦半島サンプラザ	代表取締役 豊章

